

ご意見をお寄せください

12月1日～1月4日 パブリック・コメント

「パブリック・コメント（市民意見提出手続）」とは、市民の皆さんに市の計画や条例を原案の段階でご覧いただき、建設的なご意見を踏まえてより良いものを目指そうとする制度です。市は皆さんから寄せられた意見を参考に、最終的な意思決定を行います。

今回は「第6期西脇市障害福祉計画・第2期西脇市障害児福祉計画（案）」と「第8期西脇市高齢者安心プラン（西脇市高齢者福祉計画・介護保険事業計画）（案）」について、ご意見を募集します。

障害福祉計画・障害児福祉計画

西脇市では、障害のある人や障害のある子どもが、住み慣れた地域でその人らしく暮らすことができるように、平成30年3月に「西脇市障害者基本計画」を策定。障害者基本計画は、市の障害福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図るための理念や方針、施策などを定めています。令和3年度から5年度までを計画期間とした「第6期西脇市障害福祉計画・第2期西脇市障害児福祉計画」は、障害者基本

計画や国の基本指針に沿って、障害福祉サービス、障害児通所サービスなどの提供体制の確保を目指す「成果目標」を設定。また、成果目標を達成するため必要な障害福祉サービスの規模などを「活動指標」として明記しています。

基本的理念に沿って、次のように成果目標を定めています。

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2 精神障害にも対応した地域包

括ケアシステムの構築

- 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等
- 5 障害のある子どもへの支援の提供体制の整備等
- 6 相談支援体制の充実・強化等
- 7 障害福祉サービス等の質の向上

◆問合せ
1) 社会福祉課（市役所内線34）

高齢者安心プラン

第8期西脇市高齢者安心プラン（西脇市高齢者福祉計画・介護保険事業計画）は、老人福祉法と介護保険法に基づいて、高齢者福祉と介護保険事業に関する市の施策を総合的かつ計画的に進めていくための計画です。

高齢者安心プランでは、令和3年度から5年度までを計画期間と定め、高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らすことができる環境をつくるために、高齢者の自立生活の支援・介護予防

のほか、地域共生社会の実現に向け、地域全体で高齢者を支える体制づくりの推進に向けた取り組みを明記しています。

基本理念は「高齢者が、住み慣れた地域とともに支え合いながら、自立して、自分らしく安心して暮らしている社会の実現」。

この基本理念に沿って、市の施策を展開するための基本的な方向性を次のように定めています。

- 1) ① 高齢者の健康づくり・社会参加を通じた介護予防の推進
- ② 地域における包括的な支援体制の推進
- ③ 介護サービスの充実と介護保険制度の円滑な運営

高齢者安心プランでは、令和5年度末を目標に、これらの方向性に沿った事業目標と、成果目標を定めています。

◆問合せ
1) 長寿福祉課（市役所内線35）



意見を提出するには…

- ◆募集期間
12月1日（火）～令和3年1月4日（月）
- ◆閲覧場所
・担当課（社会福祉課または長寿福祉課）
・情報公開コーナー（市役所2階）
・図書館
・市ホームページ
- ◆意見の提出方法
任意の様式で持参、郵送、ファックスまたはメールで下記へ提出してください。
※意見内容を確認する場合に限り、個人情報を利用します。
- ◆その他
・住所、氏名（団体名）、電話番号、計画名を明記してください。
・電話や来庁による口頭での意見は、受けられません。
・提出意見に対する個別の回答はしません。
・意見の反映結果など市の考え方は、提出意見とともに後日ホームページで公開します。
- ◆意見の提出先
〒677-8511 西脇市郷瀬町605
西脇市〇〇〇〇課（担当課名）
☎22-6037
✉syogai-fukushi@city.nishiwaki.lg.jp（社会福祉課）
✉chouju@city.nishiwaki.lg.jp（長寿福祉課）

